

防災安全対策特別委員会 案件一覧

(令和6年5月15日開催分)

○所管事務報告 4件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
総務部	1	感震ブレーカー支給・取付事業の拡充について	1	土屋 防災危機管理課長
	2	マイ・タイムラインの普及啓発について	2	石塚 防災支援担当課長
	3	死者の発生した火災について	3	
まちづくり推進部	4	盛土規制法の運用について	1	立花 まちづくり推進部副参事 (耐震改修担当)

感震ブレーカー支給・取付事業の拡充について

感震ブレーカー支給・取付事業について、出火防止対策をより推進するため、次のとおり拡充しました。

1 開始日

令和6年4月22日（月）

2 拡充内容

(1) 従来の支給対象者

住民税非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯に該当し、かつ、次のいずれかに該当する世帯であること。

- ・高齢者（65歳以上）ひとり暮らし
- ・高齢者（65歳以上）のみの世帯
- ・障害者（身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1～3度）の方がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯
- ・介護保険の要介護3～5の方がいる世帯

(2) 拡充した支給対象者

木造住宅密集地域の木造住宅にお住まいの世帯であること。

3 拡充に伴う周知

区ホームページ、区公式X、区報（5月1日号）への記事掲載のほか、区設掲示板でのポスター掲出（11月）、本庁舎・特別出張所等でのチラシ配架等を行う。

木造住宅密集地域の
木造住宅に
お住まいのみなさま

感震ブレーカー

対象世帯に対して感震ブレーカーを

無料で支給します！

申請期間

常時受付中

申請方法

郵送にて申請

※詳細は大田区公式HPをご参照ください。

申請対象者

- (1) 木造住宅密集地域の
木造住宅にお住まいの世帯
- (2) ①に該当し、かつ、
②ア～オのいずれかに該当する世帯
 - ① 住民税非課税の世帯または
住民税課税所得金額80万円以下の世帯
 - ② ア 高齢者（65歳以上）ひとり暮らし世帯
イ 高齢者（65歳以上）のみの世帯
ウ 障害者（身体障害手帳1～4級、
愛の手帳1～3度）の方がいる世帯
エ 精神障害者保健福祉手帳を
交付されている方がいる世帯
オ 介護保険 要介護3～5の方がいる世帯

知っていますか？

■ 感震ブレーカーとは？



地震発生時に設定値以上の揺れを感知すると、
電源を自動的に止める器具です。
感震ブレーカーの設置は、不在時や、ブレーカーを
切って避難する余裕がない場合の
「通電火災」を防止するうえで有効です。

よくあるご質問・お問い合わせ

■チラシ表面の「木造住宅密集地域」とは、具体的にどこの地域を指すのか。

→次の表に記載された地域を指します。

よみがな	町丁目名	よみがな	町丁目名	よみがな	町丁目名	よみがな	町丁目名
いけ	池上4丁目	かま	蒲田1丁目	なか	仲六郷2丁目	ひが	東蒲田1丁目
いけ	池上5丁目	かま	蒲田2丁目	にし	西蒲田1丁目	ひが	東蒲田2丁目
うの	鵜の木2丁目	かま	蒲田本町2丁目	にし	西蒲田3丁目	ひが	東馬込1丁目
おお	大森北4丁目	きた	北馬込2丁目	にし	西蒲田4丁目	ひが	東矢口1丁目
おお	大森北6丁目	さん	山王3丁目	にし	西蒲田5丁目	ひが	東矢口2丁目
おお	大森中2丁目	しも	下丸子1丁目	にし	西糀谷1丁目	ひが	東矢口3丁目
おお	大森中3丁目	しん	新蒲田3丁目	にし	西六郷1丁目	ひが	東六郷1丁目
おお	大森西1丁目	ちゅ	中央2丁目	にし	西六郷2丁目	みな	南蒲田3丁目
おお	大森西5丁目	ちゅ	中央3丁目	にし	西六郷3丁目	みな	南千束3丁目
おお	大森東2丁目	ちゅ	中央4丁目	はね	羽田2丁目	みな	南馬込2丁目
おお	大森東4丁目	ちゅ	中央6丁目	はね	羽田3丁目	みな	南馬込3丁目
おお	大森東5丁目	ちゅ	中央7丁目	はね	羽田5丁目		
おお	大森南1丁目	ちゅ	中央8丁目	はね	羽田6丁目		

■申請方法の詳細や、申請書の入手方法を知りたい。

→申請方法の詳細は、大田区のホームページをご確認ください。

<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/jyosei/kannsinn.html>



→申請書は、大田区のホームページにて『感震ブレーカー支給申請書』をダウンロードしてください。

※紙の申請書が必要な場合、大田区総務部防災危機管理課のほか、特別出張所でも配布しております。

■お問い合わせ先・申請書の送付先を知りたい。

→お問合せ先・申請書の送付先は以下のとおりです。

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
大田区 総務部 防災危機管理課
TEL:03-5744-1235 FAX:03-5744-1519

■チラシ表面に「木造住宅密集地域の木造住宅にお住まいのみなさま」とあるが、支給の対象者が変わったということか。

→今般、「木造住宅密集地域の木造住宅にお住まいの世帯（表面「申請対象者（1）」）」が新たに対象となりましたが、従前の対象者（表面の「申請対象者（2）」）も、引き続き、支給の対象です。

■支給される感震ブレーカーについて知りたい。

→大田区では、簡易タイプの「感震ブレーカーアダプター ヤモリ」を取り付けます。



←簡易ブレーカーアダプター ヤモリ

ブレーカー取付時（例）→



■通電火災とはなにか。

→在宅中に大きな揺れが発生し、直後に停電が発生したことから、通電中の電熱器具の転倒や可燃物の落下・接触、配線、損傷状況等の確認ができない場合、または、電源を遮断する余裕がなく避難した後、不在時に停電が復旧し出火したが、不在のため初期消火ができずに発生する火災のことを言います。

マイ・タイムラインの普及啓発について

風水害の危険が迫った時に、自分や家族の避難行動計画であるマイ・タイムラインを参考に、適切な避難行動ができるよう、区民の水防災に対する意識向上を図ることを目的として、マイ・タイムライン講習会及び出前講座を実施する。

1 マイ・タイムライン講習会

近年の気象災害の特徴や防災気象情報の収集方法、ハザードマップの見方を学び、参加者の家族構成や生活環境、地域特性に応じた独自のマイ・タイムラインを作成する。

(1) 日程・会場

No.	日時	会場	定員
①	6月30日(日) 午前	田園調布せせらぎ館(多目的室AB)	50名
②	7月2日(火) 午後	消費者生活センター(2階大集会室)	50名
③	7月28日(日) 午前	消費者生活センター(2階大集会室)	50名
④	8月25日(日) 午前	大田区民プラザ(地下1階展示室)	50名
⑤	9月29日(日) 午前	六郷地域力推進センター(4階会議室)	50名
⑥	10月20日(日) 午前	大森地域庁舎(101会議室)	50名

(2) 講師

公益財団法人市民防災研究所職員他

(3) 周知・募集方法・募集時期

ア 区報、区施設でのチラシ配布、ホームページ、区設掲示板等

イ 電話、申込用紙のFAX、WEBフォームにて申し込みを受け付ける。

ウ 6月3日から募集受付を開始する。

(4) その他

自治会・町会長へは、防災危機管理課からチラシの案内を送付します。

2 出前講座「どこでもマイ・タイムライン教室」

自治会・町会やマンション管理組合など、グループ単位での講習会を希望する団体に風水害の専門家を派遣し、それぞれの地域特性を踏まえたマイ・タイムラ

インの作成と風水害の講義を実施する。

(1) 実施期間

7月1日から3月10日まで（最大20回）

(2) 講師

公益財団法人市民防災研究所職員他

(3) 受付期間

6月3日から2月10日まで

(4) 周知・募集方法

ア 区報、区施設でのチラシ配布、ホームページ、区設掲示板等

イ 電話、申込用紙のFAX、WEBフォームにて申し込みを受け付ける。

(5) その他

自治会・町会長へは、防災危機管理課からチラシの案内を送付します。

3 小・中学生向け防災教室

昨年度より若年層への防災意識の普及啓発を目的に、区内小学校を対象として「小学生向け防災教室」を実施している。今年度は中学生まで範囲を広げ、小・中学校へ防災の専門家を派遣し、風水害時の避難行動計画やハザードマップの見方について、子どもたちにわかりやすく授業を行う。

(1) 実施期間

7月1日から3月10日まで（最大10回）

(2) 講師

公益財団法人市民防災研究所職員他

(3) 募集期間

6月3日から2月10日まで

(4) 周知・募集方法

ア 小・中学校へチラシを送付する。

イ 電話、申込用紙のFAX、WEBフォームにて申し込みを受け付ける。

死者の発生した火災について

1 出火日時等

- (1) 発生日時：令和6年5月14日（火）出火時分は調査中
- (2) 所 在：蒲田2-1-29
- (3) 延焼被害：耐火造3階建て 複合用途（店舗・共同住宅） 住居7㎡焼損（部分焼）

2 時間経過

- (1) 出 火 調査中
- (2) 覚 知 5時42分
- (3) 鎮 圧 6時11分
- (4) 鎮 火 6時58分

3 人的被害

死者1名

4 大田区の対応

蒲田東特別出張所員が現場を確認、住居施設の提供等はなし。

盛土規制法の運用について

盛土等による災害から人命を守る観点に立ち、盛土等を行う土地の用途（宅地、森林、農地等）やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土規制法」（以下、「盛土規制法」という）が定められた（令和5年5月26日施行）。東京都では、盛土規制法に基づく規制を開始するため、今般、規制区域及び指定日が公表された。

大田区では、東京都による規制区域の指定に伴い、一部事務が移譲されるため、実施に向けて所要の準備を進める。

1 東京都による規制区域の指定について

指 定 日：令和6年7月31日

（別添1「盛土規制法の運用開始について」参照）

規制区域：大田区全域（羽田空港の一部を除く）

2 規制の基本的な考え方（別添2「盛土規制法の運用について」参照）

- ・規制区域内で行われる盛土等は許可申請が必要。
- ・許可申請前に土地所有者等の同意及び周辺住民への事前説明が必要。

3 区の窓口及び移譲される事務について

窓 口：まちづくり推進部 建築審査課 建築指導担当

主な事務：宅地造成工事及び土石の堆積の許可、事前相談及び問合対応など

4 今後の予定

令和6年7月31日 盛土規制法に基づく規制の開始

令和 6 年 4 月 3 0 日
都 市 整 備 局

盛土規制法の運用開始について

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」が令和 5 年 5 月 26 日に施行されました。

東京都では、令和 6(2024)年 7 月 31 日に盛土規制法に基づく規制区域を指定し、運用を開始します。
あわせて、令和 6(2024)年 1 月 29 日に公表した盛土規制に係る基準類（案）について、いただいたご意見も踏まえ、盛土規制法に係る手引を制定しましたので、お知らせします。

1. 規制区域

都内のほぼ全域が宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に該当します（概要は別紙 1、詳細は都 HP を参照）。

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/takuzou06.html>

ア. 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

イ. 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等

2. 盛土規制法に係る手引

(1) 概要

盛土規制法による規制について、許可申請手続きや審査基準等を手引として取りまとめています。
新たに位置付けられた工事主の資力・信用等の項目審査のための基準を規定するとともに、特定盛土等、土石の堆積に関する技術的基準を記載するなど、盛土規制法に対応した手引となっています。

(2) 適用開始日

令和 6(2024)年 7 月 31 日

(3) 対象地域

東京都が盛土規制法に基づく許可を行う都内の市町村（特別区、八王子市及び町田市は対象外）

(4) 意見募集結果

意見募集期間：令和 6(2024)年 1 月 29 日(月曜日)から 2 月 28 日(水曜日)まで

意見提出人数：1 名

意見提出件数：3 件

詳細は都 HP を参照

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/pdf/kisei_iken.pdf

（裏面に続く）

(5) 手引本文

都市整備局の HP からご覧いただけます。

(※URL 確定後に貼り付け)

(6) 参考ホームページ

盛土規制法に基づく規制（都市整備局ホームページ）

(<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/takuzou/index.html>)



『『未来の東京』戦略』事業

本件は、『『未来の東京』戦略』を推進する事業です。

戦略8. 安全・安心なまちづくり戦略

問合せ先

都市整備局 市街地整備部 開発指導・盛土対策担当課長 阿部 茂

内線 31-261 直通 03-5000-1215

盛土規制法の運用について

盛土規制法の概要

規制区域

○大田区全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定される予定(羽田空港の一部を除く)
 (宅地造成等工事規制区域:市街地など、盛土等が破壊した際に人家等に危害を及ぼしうるエリア)

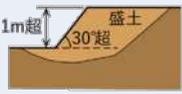
規制対象

○規制区域内で行われる盛土等は許可申請が必要(土地の形質の変更)
 ○単なる土捨て行為や一時的な堆積についても許可申請が必要(一時的な土石の堆積)

規制対象となる規模

土地の形質の変更(盛土・切土)

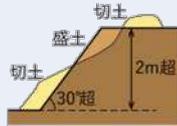
① 盛土で高さが1m超の崖を生じるもの



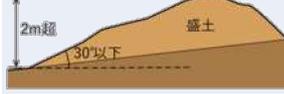
② 切土で高さが2m超の崖を生じるもの



③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖に生じるもの(①、②を除く)



④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)

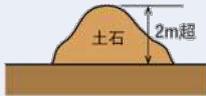


⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①~④を除く)



一時的な土石の堆積

① 最大時に堆積する高さが2m超となる土石の堆積



② 最大時に堆積する面積が500㎡超となる土石の堆積



許可基準・手続き

○災害防止のために必要な許可基準を区が設定
 ○工事着手前に、区長の許可が必要

定期報告 中間検査 完了検査

○施工状況の定期報告を実施
 ○施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施
 (開発許可で本法の規制対象となる盛土等を行う場合は、中間検査及び定期報告の対象となる)

工事完了後

○土地所有者等に対して、擁壁等の維持保全の努力義務が課せられる

手続きの流れ

○許可申請前

・土地の所有者等全員の同意
 ・周辺住民への事前説明

○許可申請・許可

・許可基準への適合
 ・区長の許可

工事着手

○中間検査

・工事完了後に確認困難となる工程について、現地検査

例:排水施設の設置



○完了検査

・安全基準への適合について現地検査
 ✓盛土の形状
 ✓擁壁の強度 等

工事完了

○定期報告

工事の施工状況について、3カ月ごとに報告
 例:土石の堆積量 等